

組合員 各位

奈良県歯科医師国民健康保険組合
理事長 霜田 吉見
(公印省略)

「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の送付について

盛夏の候、組合員の皆様には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

以前にもお知らせしていますように、令和7年12月2日からは、従来の被保険者証の使用が出来なくなります。

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録が済んでいる方へは「資格情報のお知らせ」を、利用登録が済んでいない方やマイナンバーカードをお持ちでない方へは「資格確認書」を発行いたします。

現在お手元にある被保険者証は、令和7年12月1日までご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、令和7年12月1日までに、健康保険証の利用登録をし、マイナ保険証として使用できるようにお願いいたします。

「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を受け取られましたら、記載内容に間違いがないかご確認下さい。

※令和7年7月18日現在の状況により発行しております。

・マイナ保険証の利用登録をされている方へは「資格情報のお知らせ」を発行いたします。

初めてマイナ保険証により受診する場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報として資格変更後の情報が登録されていることを確認してください。

診療を受けられるときにマイナ保険証の利用ができなかった場合は、マイナポータルの確認画面の提示、または、資格情報のお知らせの提示にて、受診いただけます。

資格情報のお知らせのみでは、受診できません。

・利用登録をされていない方やマイナンバーカードをお持ちでない方へは「資格確認書」を発行いたします。

マイナ保険証を保有しているが、念のために資格確認書を持つことは出来ません。

有効期限は2年間とします。

有効期限をむかえるまでに、マイナ保険証の利用登録をされた場合は「資格確認書 返納届」をご提出ください。その後、資格情報のお知らせを発行いたします。

資格確認書の有効期限は令和7年8月1日より令和9年7月31日迄となります。

裏面に続く

【今後の届出のマイナ保険証の利用について】

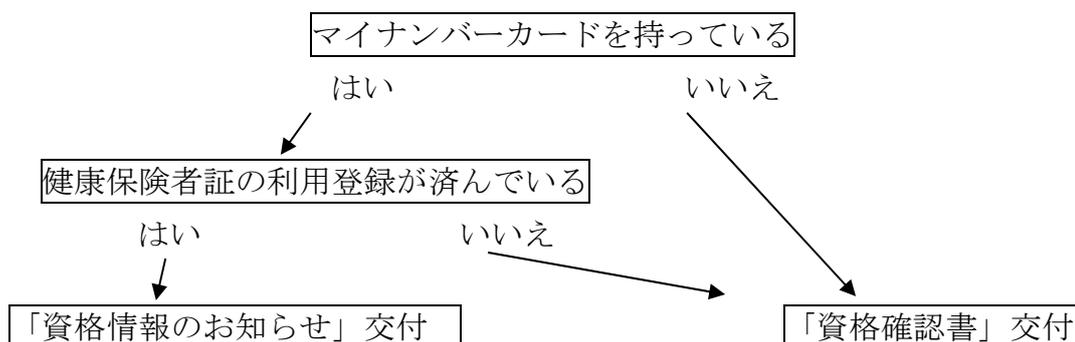
資格取得届提出時に「健康保険証利用登録の有無」にて確認させていただきます。
資格取得届等を受領後、データ登録が完了してからマイナ保険証による受診が可能となります。

5日以内にデータ登録が完了します。(データ登録が完了するまではマイナ保険証による受診はできません。)

提出された書類に不備等がある場合は、データ登録まで相当期間が必要となります。

また、資格変更後に初めてマイナ保険証により受診する際は、事前にマイナポータルで、医療保険の資格情報として変更後の情報が登録されているかご確認ください。

【処理の流れ】



マイナ保険証の利用登録をされている方へは、「資格情報のお知らせ」を交付。
組合員資格がある方で、マイナ保険証の利用登録をされていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方やへは、「資格確認書」を交付します。
(一斉発行は今回だけ、以後は申請必要)

R7.12.1 交付済みの被保険者証はこの日まで使用可。

**奈良国保組合に届出ている情報に変更が発生した場合は、
今後も必ず組合への届出をお願いします。**

※マイナンバーカードの有効期限、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎるとマイナ保険証として使用できなくなります。

期限までに、住所地のある市区町村の窓口で更新手続きを行って下さい。

※マイナンバーカードを紛失した場合、住所地のある市区町村へ連絡し手続きをして下さい。その後、奈良国保組合へもご連絡ください。

※マイナンバーカード紛失等で個人番号（マイナンバー）が変わった場合は、必ず組合へ届出をして下さい。

※「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を紛失した場合は、
「資格確認書・資格情報のお知らせ 紛失届・再交付申請書」のご提出をお願いします。

届出等について詳しくは、奈良県歯科医師国保組合 HP (<http://kokuho.nashikai.or.jp/>)
又は、事務局までご連絡下さい。